

# 島根県獣医師職員養成修学資金貸与事業（高校生枠）実施要領

制定 平成30年 6月 18日 畜第 286号

## 第1 目的

本県の畜産振興及び家畜伝染病の発生並びにまん延防止を図るため、獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程（平成23年4月1日付け22消安第10244号消費・安全局長通知。以下「実施規程」という。）に基づき、将来、本県の農林水産部獣医師職員として家畜伝染病の予防や家畜衛生の向上等の家畜衛生業務に従事することを旨とする。高校生等を対象に修学資金を貸与し、本県獣医師職員の養成を図ることを目的とする。

## 第2 事業実施

県は、本実施要領により、実施規程第2の規定により選定された家畜衛生対策推進協議会（事務局：公益社団法人中央畜産会、以下「推進協議会」という。）が貸与した修学資金の一部を負担するものとする。

## 第3 事業内容

県は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学において獣医学を専攻する予定であって、学校教育法に規定する県内の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の最高学年に在籍する生徒若しくは既卒者（以下「高校生等」という。）のいずれかであって、将来、島根県の農林水産部獣医師職員として家畜伝染病の予防や家畜衛生の向上等の家畜衛生業務に従事しようとする者に対して、本事業の貸与希望者の募集を行う。

- 2 県は、本事業の貸与希望者に対して、選考試験を実施し、協力する大学に対して推薦を行う。
- 3 県は、本事業の貸与希望者が本県に就業した場合、修学資金貸与期間の3分の5の期間（最大10年間）は、農林水産部獣医師職員として、家畜伝染病の予防や家畜衛生の向上等に関する業務に従事させることとする。ただし、人事異動等により一時的にそれ以外の業務に従事させる場合は、3年を超えない期間とする。

## 第4 貸与額及び貸与期間

修学資金の貸与額は、大学入学前に大学に納付する費用（入学金、1年次前期授業料、実習費等）として1,750,000円を上限とし、大学に修学中の費用として月額180,000円を上限とする。

- 2 修学資金の貸与期間は、推進協議会と修学資金貸与契約を締結した者（以下「獣医修学生」という。）が契約を締結した日の属する年度内とする。ただし、獣医修学生を対象とする修学資金については、この事業が継続する限りにおいて、獣医修学生が獣医師国家試験の受験資格を取得する年度内までを限度として、契約を更新することができる。なお、獣医修学生が休学、停学又は留年した場合には、その期間の貸与を休止する。

## 第5 県の負担

県は、第4の貸与額の2分の1以内の額を負担するものとし、大学入学前に大学に納付する費用（入学金、1年次前期授業料、実習費等）として、875,000円を上限とし、大学に修学中の費用として月額90,000円を上限とする。

- 2 県は、実施規程に係る負担金について、推進協議会からの負担金請求に基づき、推進協議会が指定する振込先に納付する。

## 第6 修学資金貸与者の募集

県は、島根県獣医師職員養成修学資金貸与事業募集要項（高校生枠）に基づき貸与希望者を募集する。

（提出書類）

- （1）島根県獣医師職員養成修学資金貸与志願書（様式第1号）
- （2）自己推薦書（様式第2号：志願者本人が自筆したもの）
- （3）調査書（学業成績を証明する書類（高等学校が作成し、厳封したもの））  
調査書の中に当該高校の履修（予定含む）科目一覧を添付すること
- （4）学校長の推薦書（任意様式）
- （5）志願書に添付したものと同一写真2枚（縦3.5×横3cm）

## 第7 県選考試験

県は、選考試験を実施し、選考試験結果及び提出書類を基に貸与推薦者を決定する。

なお、志願者には、選考試験日当日に「県選考試験に合格した場合は、必ず希望する大学を受験する」旨の誓約書（様式第3号）を提出させることとする。なお、不合格の場合には、この誓約書は志願者あてに返却する。

（選考試験）

- （1）小論文
- （2）面接（保護者同伴面接）

## 第8 修学資金貸与推薦者（合格者）の決定

県は、貸与推薦者（合格者）を決定後、合格証（様式第4号）を交付し、大学選抜入試対象者として推薦書（様式第5号）を希望大学あて送付する。

県は、その結果について、獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程細則（以下、「細則」という。）別記様式1号「獣医修学生募集要望書」を作成し、推進協議会に提出する。

## 第9 修学資金の返還

推進協議会は、獣医修学生が実施規程第4の5の規定により修学資金の返還金等を返還しなければならなくなった場合は、細則9の規定により実施する。

## 第10 返還の免除

次の要件に該当した場合、修学資金の返済を全額免除する。

- （1）獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得すること。
- （2）島根県獣医師採用試験に合格し、獣医師免許取得後1年以内に島根県農林水産部獣医師職員となること。

(3) (1) および (2) の要件を満たした上で、次の①又は②に該当したとき。

①島根県農林水産部獣医師として、修学資金の貸与を受けた期間の3分の5倍に相当する期間を勤務したとき（6年間貸与を受けた場合は10年間の勤務）。

②公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

#### 第11 返還の猶予

推進協議会は、獣医修学生が実施規程第4の7の規定により、返還すべき修学資金（加算金を含む）の返還の猶予を要望する場合は、細則11の規定により実施する。

#### 第12 返還金の処理

推進協議会は、修学資金の貸与を受けた者から、修学資金の返還があった場合には、知事に対し、当該修学資金に占める県の負担の割合の持分に応じて返戻するものとする。

#### 第13 従事期間満了の確認

推進協議会は、従事期間満了の確認をした場合は、細則別記様式第6号「従事期間満了確認通知書」により県にその旨を報告する。

#### 第14 報告

推進協議会は、次のいずれかに該当する場合には、速やかに知事関係書類の写しを添付して報告するものとする。

- (1) 貸与契約の解除又は貸与の休止をしたとき
- (2) 修学資金の返還を請求したとき
- (3) 修学資金の返還を免除したとき
- (4) 修学資金の返還を猶予したとき
- (5) その他、推進協議会が必要と認めるもの

#### 第15 事業の推進指導等

県は、「島根県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書」に基づき、本事業を計画的に推進するものとする。

#### 第16 その他

事業の実施にあたっては、この要領に定めるもののほか、この事業執行に必要な事項については、別に定める。

#### 附則

この要領は、平成30年6月18日から施行し、平成30年度事業から適用する。